

番 号	淡教埋第8号
-----	--------



物 品 売 買 契 約 書

受注者名 凸版印刷株式会社 西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部



番 号	淡教理第8号
-----	--------

物 品 売 買 契 約 書

- 1 品 名 地震体験装置購入業務
- 2 規格(形式) 仕様書(企画提案書のとおり)
- 3 数 量 一式

4 契 約 金 額 ¥39,998,200-
(うち消費税及び地方消費税の額¥3,636,200-)

(注)「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額である。

- 5 納 入 期 限 令和7年3月24日
- 6 納 入 場 所 北淡震災記念公園 震災体験館(淡路市小倉 地内)
- 7 契 約 保 証 金
- 8 納 入 の 方 法 淡路市の指示による

上記物品の売買について、発注者 淡路市と受注者とは、上記物品の納入について、次の条項に従い互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月**17**日

住 所 兵庫県淡路市生穂新島8番地

発注者

氏 名 兵庫県淡路市長 門 康彦 ㊟

住 所 大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号

受注者

氏 名 西日本事業本部関西クロステックビジネスイノベーション事業部
事業部長 栗野 充裕

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関し用いる言語は日本語とし、金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。
- 4 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 5 受注者は、契約書及び仕様書等に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは発注者の指示によらなければならない。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 7 この契約に係る訴訟については、被告の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第3号又は第4号のいずれかの保証を付す場合は、当該保証は第20条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 3 第1項第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 発注者は、第10条第1項の規定により物品の所有権が発注者に引き渡された後に、第1項第1号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は同項第3号の金融機関等による保証証書を受注者に返還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督)

- 第4条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(一般的損害等)

第5条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受注者がその費用を現実に生じた通常の損害の範囲で負担するものとし、請求原因のいかんにかかわらず、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、弁護士費用、逸失利益、間接損害は除かれるものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(納品書等の提出等)

第6条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。

3 前項にかかわらず、受注者は、発注者の要求があったとき、物品の数量を分割して納入するものとする。

(検査)

第7条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。

2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。

3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から前項までの規定を準用する。

6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、全て発注者の負担とする。

(取替え又は手直し)

第8条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに取替え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により取替え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

3 受注者は、前2項の規定により取替え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

5 前条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(目的物の使用)

第9条 発注者は、契約の履行期限前においても、受注者と協議の上、目的物を使用することができる。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第10条 物品の所有権は、検査に合格したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 第6条第1項の規定により受注者から物品が納入される前に生じた物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除いて、全て受注者の負担とする。

3 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、発注者の所有とする。

(契約不適合責任)

第 11 条 発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 前 3 項に定める請求は、所有権移転の日から 1 年以内（数量に関する契約不適合を除く。）にしなければならない。

（受注者の請求による納期の延長）

第 12 条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、納期内に物品等を納入できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議の上、書面によりこれを定めなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、納期を延長しなければならない。発注者は、その納期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、契約金額について必要な変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（遅延違約金）

第 13 条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合においては、発注者は受注者から遅延違約金を徴収することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年 10.75 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第 7 条第 1 項又は第 8 条第 4 項の検査に合格したときは、第 1 項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第 8 条第 2 項の規定により取替え又は手直しの期間を指定した場合において、当該取替え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約内容の変更等）

第 14 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第 15 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認めるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第 16 条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し、発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入を完了し、かつ、発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、契約代金を支払わなければならない。

4 発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対して遅延日数に応じ支払金額に年 2.5 パーセント(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。)で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

5 受注者は、契約代金の請求について令和 5 年度は 9,999,000 円、令和 6 年度は 29,999,200 円の出来高部分に対する物品購入費を部分払いとして請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の追完の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した場合における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 正当な理由なく、第 11 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 第 23 条又は第 24 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達する見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配

力を有するものと認められる者を含む。受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合は、その者。)が暴力団員(淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号。以下この号において「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の履行に係る業務の一部を第三者に委託する契約(以下「委託契約」という。)を締結するに当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約の相手方としていた場合(力に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項の場合(第18条第7号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第21条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令をいう。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、課徴金の納付命令(独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令をいう。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

2 前条の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第 22 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第 23 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 24 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 14 条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が契約期間の 2 分の 1 以上に達するとき。
- (2) 第 14 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の 3 分の 2 以上減少することとなるとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 25 条 第 23 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 26 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 23 条又は第 24 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

(賠償の予定)

第 27 条 受注者は、第 21 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を支払わなければならない。この契約による履行完了後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 第 21 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 第 21 条第 1 項第 3 号のうち、受注者が刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(相殺)

第 28 条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

- 3 第 1 項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(補則)

第 29 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項が生じたときは、淡路市契約規則(平成 17 年淡路市規則第 49 号)によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 30 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における物品購入の支払限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和 5 年度 9,999,000 円

令和 6 年度 29,999,200 円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 5 年度 9,999,000 円

令和 6 年度 29,999,200 円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額、第 2 項の出来高予定額を変更することができる。

(本契約の確定)

第 31 条 この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年淡路市条例第 55 号)第 3 条の規定による淡路市議会の議決を経た後、本契約を締結する。この場合において、この契約書は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 5 項の規定に基づく契約書となるものとする。

議会の議決があったことを了知し、本契約の締結を確認した。

令和 年 月 日

発注者 住 所 兵庫県淡路市生穂新島8番地
氏 名 兵庫県淡路市長 門 康彦 ㊞

受注者 住 所
氏 名

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、淡路市暴力団排除条例(平成 25 年淡路市条例第 9 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団(条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))及び暴力団密接関係者(同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)(以下これらを「暴力団等」という。))と、この契約の履行に伴い業務を第三者に行わせるために締結する契約(以下「再委託契約」という。))を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約を締結する場合において、この特約の第 2 項から第 6 項まで、第 9 項、第 10 項、第 13 項及び第 14 項に準じた規定を当該再委託契約に定めなければならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときは、発注者及び兵庫県淡路警察署長(以下「警察署長」という。)に報告しなければならない。
 - (1) 再委託契約の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 再委託契約の受注者からその者が発注した再委託契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 5 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者(受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。))についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - (2) 受注者又は再委託契約の受注者がその業務に関し、監督する責任を有する者(前号の役員を除く。))として使用し、又は代理人として選任している者(支店又は常時再委託契約を締結する事務所の代表者を含む。))
- 6 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。
(警察署長から得た情報の利用)
- 7 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長に意見を聴くことができる。
- 8 発注者は、警察署長から得た情報を他の契約において、第 1 項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用することができる。

(発注者の解除権)

- 9 発注者は、受注者(受注者が共同企業体である場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。))が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、物品売買契約書第 18 条の規定を準用する。
 - (1) 役員等が、暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、

直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 再委託契約を締結するに当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 再委託契約の受注者が再委託契約を再発注して、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合において、受注者がその事実を知りながら、正当な理由がなく、発注者への報告を怠ったとき、受注者が再委託契約の受注者との特約に準じた条項を定めた再委託契約を締結していなかったとき、その他受注者が正当な理由がないにもかかわらず、特約の条項に故意に違反し、その違反より暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

(解除に伴う措置)

10 前項の解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

(違約金の徴収)

11 第9項において準用する違約金の徴収については、物品売買契約書第20条第1項及び第4項の規定を適用する。

(誓約書の提出等)

12 受注者は、この契約の契約金額が200万円を超えるときは、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関する誓約書を提出するものとする。

(1) 受注者が暴力団等でないこと。

(2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受注者とししないこと。

(3) 受注者は、この特約の条項に違反したときは、第9項の規定に基づく契約の解除、前項の規定に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

13 受注者は、再委託契約を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の再委託契約を締結する場合には、その合計金額)が200万円を超えるときは、前項の規定に準じて当該再委託契約の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(第3項の規定によりこの項に準じて再委託契約に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を発注者に提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

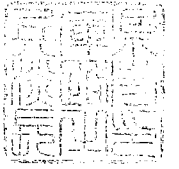
14 受注者は、特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要があるときは、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。

再委託契約における暴力団排除に関する特約(第3項関係)

発注者及び受注者は、淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、暴力団を利することとならないような必要な措置を実施することとして、次のとおり合意する。

- 1 受注者は、暴力団(条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)(以下これを「暴力団等」という。)と、この契約の履行に伴い業務の一部について第三者に行わせるために締結する契約(以下「再委託契約」という。)を締結してはならない。
- 2 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約を締結する場合において、この特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結しなければならない。
- 3 受注者は、次のいずれかに該当するときは、発注者及び兵庫県淡路警察署長(以下「警察署長」という。)に報告しなければならない。
 - (1) 再委託契約の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 再委託契約の受注者からその者が発注した再委託契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 4 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者(受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。)についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - (2) 受注者又は再委託契約の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者前号の役員を除く。)として使用し、又は代理人として選任している者(支店又は常時再委託契約を締結する事務所の代表者を含む。)
- 5 発注者は、この契約に係る業務の発注者(当該業務を発注した淡路市長)を通じて受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。
- 6 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 再委託契約を締結するに当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (8) 再委託契約の受注者が再委託契約を再発注して第1号から第5号までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知らずながら発注者への報告を正当な理由がなく怠ったときは、受注者が下請契約等の受注者とのこの特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらず、この特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。
- 7 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対して、その損害を請求することはできない。
- 8 受注者は、この契約の契約金額(発注者と複数の再委託契約を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受注者とししないこと。
 - (3) 受注者は、この特約の条項に違反したときは、第6項に基づく契約を解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 9 受注者は、再委託契約を締結する場合において、前項の規定に準じて当該再委託契約の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(第2項の規定によりこの特約に準じて再委託契約に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を発注者に提出しなければならない。



様式第2号（第2条関係）

答 申 第 7 4 号

令和5年7月31日

淡 路 市 長 門 康 彦 様

淡路市プロポーザル候補者選定審議会

会 長 仲 野 廣



プロポーザル方式入札による候補者の選定について（答申）

令和5年5月19日付け、諮問第66号で諮問のありました標記の事項について、審議した結果を下記のとおり答申いたします。

記

- 1 事 案 名 野島断層保存館地震体験装置購入業務プロポーザル候補者選定
- 2 選 定 結 果 最優秀候補者 凸版印刷株式会社
- 3 答 申 理 由 出席委員の企画遂行能力点及び企画提案力の評価点の合計が審査基準を十分に充たした「凸版印刷株式会社」を最優秀候補者とする。
- 4 付 帯 理 由 本業務の遂行にあたり、経営規模が妥当で企画力及び技術力に優れており、文化財的側面と防災教育の拠点という側面を併せ持ち、世界的にも希少性の高い震災遺構である「野島断層」の本質的価値や地震の記憶継承に必要な学習教材とすることが期待できることから、「凸版印刷株式会社」が適当であると認める。

